6　Summary
(1), (2), (4), (5), (6) and (7)　The same with the notice above (No. 1)
(3)　Nature and quantity of the goods to be purchased : About 716,805kWh Electricity to be used in Tsukuba-Gakuen Post Office, Japan Post Co., Ltd.

入札公告の取消

令和８年10月２日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長　藤田　正人
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第173号
令和８年９月２日（号外政府調達第163号）２ページ１段目掲載の入札公告第161号「矯正デジタル化推進計画に基づくコーネットのＧＳＳ移行及び矯正局システム最適化に係る要件定義支援業務の請負　一式」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本公告は、インターネットの入札情報サービス（ＰＰＩ）［https://www.i-ppi.jp/］に掲載されています。
令和８年10月２日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　植田　雅俊
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　Ｒ８　能越道穴水道路復旧その８工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
(3)　工事場所　石川県鳳珠郡穴水町麦ケ浦、北七海地先
(4)　工事内容
道路改良
【北七海地区】
道路土工　１式
掘削工（ＩＣＴ）　33,000㎥
法面整形工（ＩＣＴ）　6,070㎡
法面工　１式
アンカー工　340本
鉄筋挿入工　2,934m
排水構造物工　１式
橋梁補修工　１式
擁壁工　１式
ジオテキスタイル補強土壁工（二重壁タイプ）　2,284㎡
構造物撤去工　１式
仮設工　１式
【麦ヶ浦地区】
道路土工　１式
路体盛土工（ＩＣＴ）　4,700㎥
改良盛土工　14,700㎥
地盤改良　１式
自走式土質改良工　20,000㎥
法面工　１式
擁壁工　１式
補強盛土工　12,142㎡
排水構造物工　１式
仮設工　１式
(5)　工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和10年３月31日まで
(6)　工事の実施形態
１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
３）本工事は、令和６年３月13日付け国土交通本省の事務連絡「令和６年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。
※事務連絡については、北陸地方整備局ホームページを参照：https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html
４）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
５）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５(1)の担当部局に承諾願を提出すること。
６）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５(1)の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
８）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
９）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工、発注者指定型）の対象工事である。
10）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ法面工、ＩＣＴ擁壁工、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。
11）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。
12）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。
13）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
14）本工事は、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術のうち、受注者が１技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
15）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。
16）本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『北七海地区』、『麦ヶ浦地区』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。
17）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
18）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
19）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
20）本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
21）本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。